

良品R住宅制度要綱(倶楽部関係抜粋)

(良品R住宅倶楽部)

第7条 良品R住宅倶楽部(以下、「倶楽部」という。)は、消費者に安心・安全を第一に信頼ある商品(中古住宅)を提供することを目的に、前第6条に示す者により構成する組織であり、構成員相互の知識向上と連携強化を図りながら、この制度の普及推進に努めるものとする。

(倶楽部の構成員)

第8条 協議会が設置する倶楽部の構成員は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業者で業法違反等の指導を受けていないこと。
 - イ) 宅建業法(昭和27年法律第61号)による宅建業免許を受け、主に宅地建物取引業協会に所属している宅建業者。
 - ロ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業許可を受けている建設業者。
 - ハ) 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築士事務所登録を行っている建築設計事務所。
- (2) イ) 前号イ) に該当する事業者で中古住宅の売り主となる者にあつては、中古住宅の売りに係る瑕疵保険の登録事業者、若しくは登録可能な者であること。
ロ) 前号ロ) に該当する事業者にあつては、リフォーム工事に係る瑕疵保険の登録事業者若しくは登録可能な者、及び建設工事請負業者賠償責任保険の加入者、若しくは加入可能な者であること。
ハ) 前号ハ) に該当する事業者にあつては、耐震基準適合に係る証明書及び独立行政法人住宅金融支援機構の中古住宅融資に係る適合証明書の発行が可能な者、若しくは将来的に発行が可能な者であること。
- (3) 前1号のいずれかに該当する各事業所に、協議会が指定する研修会の受講修了者、若しくは受講する者が所属していること。
- (4) 前1号のいずれかに該当する各事業所に、前3号の研修会のほか、協議会が推奨する研修会の受講修了者、若しくは受講する者が所属していること。

(構成員の登録)

第9条 第8条の要件を満たし構成員として登録しようとする者は、協議会の別に定める申請方法により登録するものとする。

- 2 前項により構成員と認められた者を良品R住宅倶楽部認証店と称し、協議会により認証店証を交付する。

<http://www.ryouhin-R.org>

安心・安全



for good Real estate
良品R eform
novation
esale®

制度ならびに、「良品R住宅倶楽部」への登録について

詳しくは、

良品R住宅倶楽部

検索

もしくは、下記の事務局にお問合せください。

良品R住宅推進協議会

良品R住宅推進協議会は、山梨県、長野県、新潟県の宅地建物取引業協会が主体となり、ストック社会における消費者にとって安心・安全な中古住宅流通市場、ならびにリフォーム市場の環境整備と運営構築を図り、また世代・世間を超えて継承されるべき社会的資産でもある住宅の長期使用に寄与し、もって日本の資産価値を維持する社会貢献的事業に取り組むため設立された組織です。

協議会には、上記主体構成団体のほか、地方自治体、金融機関、各種住宅関連団体・企業も参画しています。

主体構成団体

■公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会	〒400-0853 甲府市下小河原町237-5 山梨県不動産会館内 TEL 055-243-4300 FAX 055-243-4301
■一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会	〒380-0836 長野市南県町999-10 長野県不動産会館内 TEL 026-226-5454 FAX 026-226-9115
■公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会	〒950-0084 新潟市中央区明石1-3-10 新潟県宅建会館内 TEL 025-247-1177 FAX 025-247-0131

代表事務局

〒400-0853 甲府市下小河原町237-5 山梨県不動産会館内 TEL 055-243-4300



事業者間連携による
新たなビジネスモデルの構築

中古住宅

良品R住宅推進協議会

(旧名称：甲信越地区中古住宅流通促進協議会)

主体構成団体

公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会
一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会
公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会

<http://www.ryouhin-R.org>

© smile-ja.net

住宅ストック社会

私たちがすべきこと

ストック社会の住宅という資産を
安心・安全に
良循環させるべきお手伝い。



- 1 消費者が満足するレベルまで、住宅の性能、工事や修繕などの確かな履歴情報の提供
- 2 消費者ニーズに応じたライフスタイルや性能向上などのリフォームに対するコンサルティングの提供
- 3 消費者保護を第一に瑕疵保険の活用や、維持管理などのしっかりと継続性のあるアフターサポートの提供

良品R住宅推進協議会

目的

中古住宅流通・リフォーム市場の担い手の育成を図りながら地域事情を反映した消費者ニーズに対応でき、安心・安全な中古住宅流通市場とリフォーム市場の環境整備と運営方法の構築

主な取組

住宅の品質・信頼性等を認定する「良品R住宅制度」を設け、中古住宅市場に消費者にとって信頼のある中古住宅を提供



良品R(りょうひん・アール)
Rは主に、Resale(リセール):再販 = 中古
Reform(リフォーム):修復
Renovation(リノベーション):再生

良品R住宅は、付加価値を持った
一般的な中古住宅より良品である意を持つ“商標”(ブランド)



体制の整備 I

良品R住宅倶楽部は、当協議会が「良品R住宅制度」により設置する組織。
消費者に安心・安全を第一に信頼ある商品(中古住宅)を提供することを目的とし、中古住宅流通市場の改革という社会性のある事業に率先して取り組む“意識”の高い、不動産業者、工務店、リフォーム業者ならびに点検・調査業務等を行う建築設計事務所等から構成。



不動産業者 工務店等 設計事務所

【情報の共有】【コンサルティング能力・知識・技術向上】



良品R住宅 倶楽部 富士

※ サブ倶楽部: 認証店舗の表示例

体制の整備 II

良品R住宅倶楽部に登録する事業者は、不動産業者を主体(Master)に同じく倶楽部に登録する工務店、リフォーム業者や設計事務所の2社以上とサブ組織を結成。
サブ倶楽部は、いわゆる連携企業体。
地域消費者の様々なニーズに対する適切かつ迅速なコンサルティング、良品R住宅の定めるサービス提供、リフォーム、リノベーション提案をワンストップで実施。

事業者連携による【統一サービス】の迅速な提供

消費者は、不動産業者を住宅に関するあらゆる相談先の「プロ」と捉えています。



そのプロには、消費者が満足するまでの物件に関わる確かな情報の提供、修繕・リフォームなどにも迅速に対応するコンサルティング機能、さらには取り引き後の充実したアフターサポートが住宅ストック社会では求められます。



良品R住宅サブ倶楽部の事業者連携により、プロとして信頼ある事業者に!